

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1の建設に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1)旭川市住生活基本計画の改定について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 旭川市住生活基本計画の改定について報告いたします。

この計画は、昨年12月2日開催の本委員会で説明したとおり、本年1月27日を期限とした意見提出手続を経て、4月1日付で新たな計画として施行したことから、今回改めて報告するものであります。

配付資料にあります旭川市住生活基本計画を御覧いただきたいと思います。住生活基本計画は、住生活基本法の基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国や北海道が策定しているほか、本市においても地域の特性に応じた住宅施策を展開するため、策定しているものであります。改定前の計画は、その計画期間が平成29年から令和9年まででありましたが、その間の住生活を取り巻く社会情勢の変化に伴い、令和3年3月には国が、令和4年3月には北海道が、それぞれ計画を改定したことを踏まえ、本市においても住宅施策の目指すべき姿とその実現に向けた取組について、計画内容を見直し、今回改定したものであり、その計画期間は令和5年度から令和14年度までとしております。

初めに、3-2ページを御覧ください。計画の基本理念は、昨今のライフスタイルや働き方の多様化や、ゼロカーボンシティの実現、コロナ禍を契機にした新たな日常への対応など、住環境の変化の中、将来にわたる持続可能な住まいづくりを目指し、「多様性を尊重し次代へつなぐ安全で魅力的な住まいを創造します」としております。

次に、3-3ページから、基本目標の記載があります。基本目標は、居住者、社会環境、住宅ストックの3つの視点を定めております。基本目標1は、「多様な住まい・暮らしの実現」とし、住まいの情報の充実などに取り組もうとするもの、基本目標2は、「地域特性をいかした安全安心の構築」とし、除雪や防犯、防災に対する地域の取組などを推進しようとするもの、基本目標3は、「良質な住宅ストックの形成と次代への継承」とし、ゼロカーボンシティの実現や良好な住環境づくりを進めようとするものであります。

また、第4章では、基本目標の達成に向けた推進方針と施策を定めているほか、4-12ページでは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定により、分譲マンションの管理について、新たにマンション管理適正化推進計画を盛り込み、マンション管理への適切な支援を行う旨を定めております。

旭川市住生活基本計画の概要版は、本計画を市民に分かりやすく伝えるため、旭川市住生活基本計画の主要な部分を集約したものであります。

説明は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、(2) (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案に対する意見提出手続の結果について、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案に対する意見提出手続の結果について、御報告申し上げます。お手元に資料をお配りしております。

1月25日開催の本委員会におきまして、骨子案に関わる意見提出手続の実施について御報告したところでございますが、1月23日から2月24日までの期間で意見募集を行った結果、11名の方から、計27件の御意見をいただいたところであり、その内訳は、道路への雪出し行為に関する意見について4件、指導及び勧告につきまして3件、路上駐車につきまして1件、その他について7件、除雪要望など、雪対策全般につきまして12件となっております。

内容は、お手元の資料のとおりであります。道路への雪出し行為、指導及び勧告につきましては、主な意見といたしまして、雪出し行為は規制が必要であり、もっと取締りをしてほしい、指導、勧告など、必要に応じた個別指導も効果がある、ある程度の強制力やペナルティーも必要などの御意見がございまして、骨子案には、道路交通法等の法令の罰則規定につなぐ前段の措置として、指導、勧告の規定を設けておりますことから、御賛同いただいたものと考えております。一方、条例制定に伴う住民間でトラブルの懸念などの意見もございましたが、道路への雪出しにつきましては、道路交通法等の法令で禁止されている行為であることから、住宅の融雪施設の設置補助などの支援制度や、ルールの浸透やマナーの向上に向けた啓発活動に一層取り組んでいきたいと考えております。

次に、路上駐車につきましては、市有地への駐停車は法による処罰が必要との意見がありました。道路の駐停車は、法令に禁止規定や罰則が定められておりますが、違法駐車に該当しない場合もあり、除排雪作業に支障がありますことから、骨子案で努力義務規定としているところがございます。

次に、その他の御意見につきましては、その多くは骨子案と同様の内容であり、御賛同いただいたと考えておりますが、雪堆積スペースや雪処理機器設置を建築時の要件とすべきとの意見がございました。敷地内での雪処理方法につきましては、個々の敷地規模や経済状況に応じた方法とすることになるため、骨子案では、処理方法を特定しない努力義務規定としております。また、除雪要望など、雪対策全般についても様々な御意見をいただいたところございまして、今後の雪対策に関する事業を進める上での参考とさせていただきたいと考えております。

いただいた御意見と本市の考え方につきましては、4月7日から5月8日まで、本市ホームページや市政情報コーナー、各支所及び公民館等において公表を予定しております。

今後は、各地区の除雪連絡協議会におきまして、町内会長等に意見を伺うとともに、雪対策審議会での条例案についての審議を経て、令和5年秋頃までに条例案として提出したいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席を

していただいております。

次に、(3)花咲スポーツ公園硬式野球場の屋外広告掲出について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告掲出業務の実施について、御報告を申し上げます。

資料を御覧ください。まず、左側からとなりますが、花咲スポーツ公園硬式野球場、いわゆるスタルヒン球場の広告につきましては、平成20年度から令和4年度までの15年間、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント社が広告主となり、一括して広告掲出者の募集や広告物の作成などを行い、公園使用料を納入してきました。しかし、令和5年度につきましては、同社より、本市を含めた日本ハムファイターズ公式戦の地方開催が見送られたことから、昨年12月から協議を重ねてまいりましたが、今年3月に広告物の掲出を見送る意向が示されたところでございます。そのため、令和5年度におきましては、広告主の募集も含め、広告物掲出に係る一連の業務を行う事業者を入札により決定するものとしたところでございます。契約方法といたしましては、広告物1枠当たりの単価契約とし、市内に拠点を置いている事業者のほか、ファイターズスポーツ&エンターテイメント社を対象とした指名競争入札を実施するものであり、公園使用料については、1枠当たりの広告物掲出料を10万円以上とし、入札により提示された最も高い金額に設定しようとするものでございます。

次に、資料の右側となります。契約の内容についてでございますが、掲出期間を、供用開始を予定している令和5年5月8日から令和6年3月31日までとし、広告物掲出枠は全36枠で、広告物の作成、設置、撤去作業などの掲出作業は全て受託者が負担するものとしております。また、既に掲出されている広告物につきましては、市として継続に向けた働きかけを行いながら、掲出者の意向を確認し、受託者に引き継いでまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、4月上旬に受託者を決定し、4月中旬から掲出者の募集、審査を行い、5月8日までに広告の掲出を行えるよう進めてまいりたいと考えてございます。資料の最下段には、5月9日オープンと記載してございますが、8日の間違いでございますので、おわび申し上げます、訂正いただきますようお願いいたします。ちなみに、この5月9日につきましては、高校野球の春の支部大会の予選開始日となっております。芝復旧工事の完了後、本大会に間に合わせるよう供用を開始していく考えでございます。

なお、令和6年度以降につきましては、スタルヒン球場での公式戦の再開について、関係各課と連携し、日本ハムファイターズに要望していくと同時に、広告の掲出につきましても協議を継続してまいりたいと考えてございます。

花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告掲出業務の実施についての報告は以上となります。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○上村委員 ただいま御報告のありました花咲スポーツ公園硬式野球場、いわゆるスタルヒン球場の屋外広告掲出についての報告案件についての質疑をさせていただきます。

これは、今、御説明にもありましたとおり、日本ハムファイターズが、令和5年度、試合を行わないということに端を発する変更ということに至るものだと思いますが、そうした意味でも、日ハム側との関係性の問題、そして、じゃ、スタルヒン球場では今後プロ野球の試合というものが開催されないのかという非常に大きな疑問が発生するものであります。

その点について、順次、質疑をさせていただきたいのですが、その論点の関係で、所管となる観光スポーツ交流部の出席も同時に求めたいと思うのですが、委員長のほうでお取り計らいをいただければと思います。

○まじま委員長 ただいま上村委員から、観光スポーツ交流部に対する出席要求がありましたので、出席を求めるということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○まじま委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時16分

○まじま委員長 再開いたします。

引き続き、御発言願います。

○上村委員 御足労いただきましてありがとうございます。質疑に入ります。

まず、この関係で、新年度予算との関係をお尋ねいたします。さきに可決されたばかりでありますけれども、この広告物掲出料、使用料の変更というものがなされるのではないかと思います。予算計上との関係性をまず確認させてください。また、その積算根拠とした考え方についても併せてお聞きいたします。

○酒井土木部公園みどり課主幹 広告物掲出により納入していただく広告物掲出料につきましては、令和5年度予算で公園使用料を歳入として計上しており、そのうち、広告料として378万円を計上しております。広告料の積算根拠といたしましては、令和3年度の収入実績378万円を基に計上しております。

○上村委員 この実績は令和3年度ということで、この相手方はファイターズスポーツ&エンターテイメント社ということで日本ハムファイターズの関連企業になるんだというふうに思います。

それで、先ほど、報告の資料に基づく説明がなされましたけれども、36枠あるんだということとともに、最低入札価格が1枠当たり10万円以上ということでありました。ということは、これは最低でも1枠10万円以上の36枠ということでいくと、360万円以上は確保できる、そういう予定という理解でよろしいでしょうか。

○酒井土木部公園みどり課主幹 今回の入札内容といたしましては、1枠当たり広告物掲出料の入札となりますので、入札で決定した1枠当たりの広告物掲出料に埋まった枠数を掛け合わせた金額が公園使用料収入となります。現在、掲出していただいております広告主の皆様につきましては、広告物掲出継続の意思を確認しながら、引き続き、広告物掲出をしていただけるよう、声かけなどの対応を行ってまいりたいと考えてございます。

○上村委員 市としてもフォローはするというような発言が今ありましたけれども、そのこともさることながら、あくまでも360万円、最低限の価格が設定されるわけではなくて、成果報酬のような意味合いになるんですね。決まったら、その指し示した額の使用料を納入すると。例えば、100万円で指したとしたら、16万円の広告収入が得られたとした場合に、そのうち入札で示した100万円を市に対してお支払いいただく、しかも、その実績があった場合のみということですね。分かりました。ということになると、これは、分からないということですよ。最低価格とはいえ、

それも決まった場合に発生するわけだから、あらかじめ入札時に幾らの金額が市への歳入として確保されるということが担保されるような契約ではないということです。そのことについて、念のため確認しておきたいと思います。

だとするならば、1者任せにしているんですかということを通じて確認したいと思います。つまり、成果報酬なわけだから、やってみなきゃ分からない。仮に入札で落としたとしても、実績がゼロになったとしても別に何の責めも負わないんですよ、この仕組みだと、ということです。であれば別に、1者に限定することなく、成果報酬として、幾つか該当し得る企業に任せるという選択もあったんじゃないかなというふうに思いますが、こうした1者任せにすることの問題点についてはどのような認識を持っていらっしゃるのか、お聞きします。

○星土木部公園みどり課長 今、委員のお話にもありましたように、広告料の収入見通しにつきましては、掲出を希望する企業がどれだけいるかによって使用料収入が変動するため、現段階で明確な額をお示しすることは難しいと考えております。

また、広告掲出を取り扱う事業者の話なんですけれども、こちらは、事業者が複数となる場合については、代理店がそれぞれ、広告の設置、掲出中の補修、撤去等の経費も含めた広告料を設定することとなりますので、代理店によって広告料のばらつきが発生することも考えられますことから、窓口を一本化することにより、そうした単価のばらつきを抑えることや業務の効率化を図ることが可能になると考えております。

○上村委員 ばらつきが発生するのは、当然そうだと思うんですけどね。ただ、入札の際にも、既にそこで価格のばらつきもあって始まったり、もっと言うと、成果報酬だから、極端な話、幾ら高く指しても、取ってくれなきゃ意味ないんですよ。だから、せっかく高く入札してもらっても、実績が伴わなければ意味がないので、であれば、複数の業者から成果報酬を得ながら、広告の業務を取り扱っていただくというのも一つ、考え方としては合理的なのではないかなというふうには感じましたということは申し上げておきたいと思います。

それで、もう一つ、この入札制度についての確認です。先ほどの報告の中で、現在の広告主に対して、市が継続の意思の確認をして、つなぐんだというような趣旨の御説明がありました。これまでの継続企業へのアプローチは市がやるというような意図というふうには聞こえました。それについての考え方を改めてお聞きしたいと思います。なぜなら、この36枠のうち、資料によると、いわゆる継続広告が、私が先ほど数えたところでは29枠になるんじゃないかと思うんですね。言ってみれば、ほとんどが継続枠なわけです。そうしたことも含めて、どこまでその業者に任せるのかということとの関連もあるんじゃないかなと私は思うんですけども、どのような考え方なのかということについて再度確認したいと思います。

○星土木部公園みどり課長 既存の広告掲出されている企業さんに対しての扱いについてですけども、市のほうで直接、広告主に意向調査を行いまして、広告物掲出の継続意思を確認できた場合につきましては、広告物掲出業務の受託者に引き継ぎ、広告主と業務受託者と協議を行った上で、業務受託者から入札で決定した広告物掲出料を徴収したいと考えております。

○上村委員 となると、どこまでこの受託業者によって行うのかということが、またますます不透明にも感じられます。大方、市のほうで、まず最初のステップはやっていく話になるのかなとも思いますし、その割合も結構大きな割合になるような気もしますし、その辺り、ちょっとなかなか

考え方としてぴんとこないところがあるという印象を述べておきたいと思います。

ちなみに、この入札においてはどのような事業者の参加を想定しているのでしょうか、続けて伺います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 入札への参加を求める事業者につきましては、市内に拠点を置いております事業者で、印刷物製作や写真撮影等の業務、看板、展示品に関わる業務等を行える広告代理店などと、これまで広告物掲出を行ってございましたファイターズスポーツ&エンターテイメント社を合わせた事業者を選定しております。

○上村委員 ということ、地元の広告代理店については理解するところですが、これまでの相手方であるファイターズスポーツ&エンターテイメント社も指名するんですね。これはなぜですか。もう、今年度やらないということになったわけじゃないんでしょうか。ちょっと念のため、この点、確認します。

○星土木部公園みどり課長 昨年度までの広告物掲出方法は、広告枠全部の広告物掲出料を一括して取り扱う形態としておりましたが、今年度は、広告枠1枠当たりの単価設定とし、埋まった広告枠の分だけ広告物掲出料を納入していただく方法に条件を変更しましたことから、広告を取り扱う事業者募集を行うに当たりまして、同社は、過去15年間の実績もあることから、ほかの事業者と合わせて改めて指名を行うこととしたものです。

○上村委員 今の御答弁は、手法を変えた、そして、日ハム側は15年間の実績があるということで、再度、指名対象にしているという答弁だったと思いますけれども、何かちょっと正直ぴんときませんね。そもそも、だってこれは、日ハム側がやらないっていうことを契機に、今、新しい手法に変えたわけですよね。そして、今、この報告に至っているわけですよね。ちょっと後ほど、改めてお聞きしたいと思います。

報告資料によると、入札は4月の早い段階になっていますけれども、具体的にはこれはいつ行われるんですか。

○酒井土木部公園みどり課主幹 現在のところ、4月12日を予定しているところでございます。

○上村委員 となると、もう1週間後ですけど、まだ現在のところの段階ですか、決定ではないんでしょうか。

○酒井土木部公園みどり課主幹 失礼いたしました。4月12日に行います。

○上村委員 今回、この日ハム関連企業との関係性について、続けて伺いたいと思うんですが、昨年度までの広告掲出業務については、平成20年からの継続事業だったというふうにお聞きをしているところですが、これは、旭川市側からの提案だったんでしょうか、それとも日ハム関連企業側からの提案だったんでしょうか。その点、まず経緯を確認したいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 広告物掲出に関わる経緯といたしまして、平成19年に全庁的に広告物の掲出に対する見直しを進める中で、全国的にも球場等での有料広告があることや、一定の収入が見込めることなどから、平成20年4月に、旭川市都市公園条例及び施行規則の一部を改正し、花咲スポーツ公園硬式野球場に限り、広告物の掲出を認めることとした経緯がございますが、同時期に北海道日本ハムファイターズから、球場への広告掲出要望もあったところでございます。

○上村委員 平成20年に関連の条例及び施行規則の一部を改正したということですが、同時期に先方からの要望もあったということで、ちょっと微妙な表現だったのかなと思いますけれども、同

時期にということでもあります。いろいろと大きなきっかけになったんだろうということは、想像に難くないところです。そんな経過をたどりながら、今回広告の掲出中止に至るわけでありませけれども、これまでの中止に関わる先方との連絡であったり、協議の経過について、改めて確認したいと思えます。

○酒井土木部公園みどり課主幹 広告物掲出中止に至るまでの協議経過についてですが、令和5年度の公式戦旭川開催がなくなったことを受け、昨年12月に本市より、広告物掲出の取りまとめをしておりますファイターズスポーツ&エンターテイメント社に対し、令和5年度の広告物掲出の考え方について電話で確認したところ、令和5年度につきましては、スタルヒン球場における広告物掲出を行わない予定であると、そういった意向が示されたところでございます。その後、本市と同社の間で、広告物掲出の継続について、広告物掲出料等の条件面の協議を行ったところでございますが、本市と同社の考える条件について協議が調わなかったことから、令和5年度につきましては、本市が広告物募集を行うことを同社にお伝えしたところでございます。

○上村委員 ということなんですけれども、令和5年度においては広告物掲出は行わないんだという先方の考えが示された、よって、今年度については本市がその業務を行うということを先方にも伝えているということでありました。

この点、もう一つ確認したいんですけど、今回の中止に関しては、先方の企業、日ハム関連企業のほうからは、どのような内容の文書が届いたのかということを確認したいと思えます。

○酒井土木部公園みどり課主幹 広告物の掲出手続につきましては、広告物の取りまとめを行うファイターズスポーツ&エンターテイメント社により、広告物の掲出期間を1年間とした広告物掲出に関わる申請書が毎年提出され、本市の審査を経て、掲出期間の更新を行ってございます。令和5年度につきましては、広告物掲出を辞退するという意向でしたので、申請書は提出されませんでした。広告物掲出に関わる協議については、電話及びEメールで行い、3月6日に同社から、令和5年度シーズンの広告物掲出は辞退するという旨の最終的な意向を示したEメールを受けたところでございます。

○上村委員 なので、私は、なぜ、このファイターズスポーツ&エンターテイメント社を新年度もまたさらに、こちらから指名する必要があるんですかっていうことを先ほど聞いたわけです。仕組みが変わった、あるいは、これまでの実績も長年にわたるものがあるから、一応、担保しておきたいんだというような趣旨なのかなと思えますけれども、ここまで言われた経過、辞退するであるとか、最終的な意向として、もうそうした連絡が来ているわけですね。ということになれば、将来は別としてですけれども、少なくとも令和5年度に関しては、この日ハム関連会社からの広告の継続はないものとして、私ははじめをつけるという考え方も十分あり得る、あるいはそうすべきものであったのではないかと思います。その点についてのお考えをお聞きします。

○星土木部公園みどり課長 今回、実施する入札においては、同社についても指名を行っておりますけれども、今回の入札結果を見て、次年度以降の対応については検討したいと考えております。

○上村委員 私は、いずれにしても、この段階からまた入札に関わってくる可能性があるのかなということも腹の中では感じる部分もあるんです。そんな状況なのかなと思いつながら、あえて、その上で、そうした判断に至る必要があるのかなということをお聞きいたしました。

またちょっと観点を変えて続けていきたいんですけど、これは多分、スポーツ課にお聞きすること

になるんだというふうに思っています。要は、広告掲出は行わない、日本ハムファイターズ戦の開催も新年度は見送られますから、開催がゼロということになっていきますので、そうしたことに至っているわけです。

それで、一番大事な話だと私は思うんですけど、今後、日本ハムファイターズは、スタルヒン球場を使用しないんですかということです。令和5年度はそのように公表されていますけれども、その後のことも含めて、そのことについて押さえていращやることをお聞きします。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 今年度は、1軍戦は行われませんが、イースタンリーグ、いわゆる2軍の公式戦が8月26日に1試合、スタルヒン球場で開催される予定であり、今後とも使用を継続していただけるよう要望してまいります。

○上村委員 ないよりは当然、あったほうが望ましいし、そうした新しい観賞の機会というのはあるということは望むところだと思いますが、しかしやっぱり、1軍じゃないんですよね。イースタンリーグ、2軍だということ、それから、8月26日ですか、1試合ということでもありますから、今までの日ハムのフィーバーといいますか、我々が楽しませていただいていたものを代替するまでには当然ながら至らないだろうなということだと思われま。

そして、肝心の1軍なんですけれども、ちょうどつい1週間ぐらいでしたっけ、ちょっと前に、開幕戦、皆さんも御覧になったと思います。私も見ましたけれども、エスコンフィールドですか、非常に大きな、新しい最先端の球場での公式戦が開幕し、始まりました。今後ますます、あの中核球場を使って、日本ハムファイターズが営業していく、実績を上げていくということも、当然ながら織り込んだ上での球場の新設であり、使用だというふうに思われます。となると、当然ながら、自ら造った球場の使用を飛ばして地方球場を巡業するのかっていうことについては、なかなかちょっと考えられないんですよね。ちょっと懐疑的にならざるを得ないと思うんです。つまり何を言いたいかと申しますと、1軍がまた戻ってきてくれる見通しっていうのは、極めて暗いんじゃないかということです、残念ながら。なので、こうした問題点については、客観的に受け止めながら進んでいかなければならないのではないかというふうに私は思いますが、市としての今回の状況に対する受け止めと、今後の使用再開に向けた考え方を今現在どのように持っているのか、お聞きします。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 本市といたしましては、平成18年から続いてきた1軍の北海道日本ハムファイターズのプロ野球公式戦が開催されないことは、非常に残念なことではありますが、一方で、新球場を開業する球団の考えも理解できるものであります。プロ野球公式戦旭川開催は本市の夏の風物詩として、市民をはじめ、道北地域の皆様に親しまれてきたと考えており、今後とも、将来的な試合開催の要望を継続してまいります。

○上村委員 要望を継続していただくことはもちろん大事なことだと思いますし、私もそれは望みます。そして、多くの市民も望んでいます。そのことを全く否定するつもりではないのですが、とはいえ、見通しが持てるのかということでもあります。現状を考えたときに、日ハムだけではなく、例えば、他球団の公式戦を誘致するという選択肢も、検討の材料としては、私は必要になってくるのではないかというふうに思うところでもありますけれども、そうした他球団の公式戦の誘致に対する市の考え方について続けて確認をいたします。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 北海道日本ハムファイターズには、令和2年に実施した北海道179市町村応援大使事業をはじめとして、これまでも市民との交流の機会の提供や、本市

のPRをしていただいているところでございます。また、地元のプロスポーツチームを応援することは、旭川市民、北海道民としての地元愛、市民アイデンティティーの醸成につながるものであります。民間企業が令和元年に行った調査によりますと、北海道内において、プロ野球で応援しているチームがある人のうち、約85%がファイターズファンとの結果が出ております。ファイターズは、北海道の地元球団として道民に認識されているものと考えております。このため、本市といたしましては、北海道を本拠地とし、市民、道民に愛されているファイターズ戦の試合開催が重要であり、引き続き、球団に対して試合開催に向けた要望を継続してまいりたいと考えてございます。

○上村委員 我が家も5人全員、日ハムファンです。そうだと思います、皆さんも。やっぱり日ハムだっていうのは、もうおっしゃるとおりだと思うんですけど、要は、使用再開、旭川開催の見通しが持てるのかということていくと、なかなか難しいのではないかとすることは先ほど私も申し上げましたが、皆さんもその考えについては理解できるものだといいことてあります。なので、残念だけれども、じゃ、このスタルヒン球場をどう活用していくか、活用してもらおうかという観点も考えていくと、くどういようですが、私は他球団の誘致ということについても一定程度、本格的に検討をするということの必要性もあるのではないかといいことを申し上げました。重ねてお伺いします。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 今年度の1軍の開催はありませんが、それ以降につきましてはまだ明らかにされておきませんので、今の段階では諦めることなく、やはりファイターズを最優先に要望を続けてまいります。一方で、今年度実施する2軍戦におきましては、1軍戦に比較して市民との交流がしやすいともおきかれておきますので、この機会を含めて、様々な場面で球団とのつながりを強め、今まで以上に1軍戦を開催できるよう取組を進めてまいります。

○上村委員 くどういようですが、継続していくことは決して否定するものではないんですが、じゃ、使用再開、あるいはもっと具体的に言うて、旭川スタルヒン球場で日本ハムファイターズの1軍が試合の開催を再開してくれる見通しはあるんですかということて最後にお聞きしたいと思きます。平成25年からでしたかね、ナイト元年ということて、一気に試合数が4試合に増えて、ナイトゲームを2カード見られるということて非常に盛り上がりました。旭川市民にとっては初めてのナイトプロ野球というものの楽しみを享受できるようになった記念の年でありましたけれども、そこから、4試合から3試合、2試合に至って、昔、ナイトゲームじゃなくてデーゲームでしたけれども、2試合はやっていましたからね。そうした意味では、元に戻っちゃったなという話を当時してました。そしたらいつの間にか、さらに1試合になってしまて、そして、ついにこの試合数がゼロになるということてありますから、本当にこの間の試合数の減少というものは著しい、もっと具体的に言っちゃえば、昔の、何もなかった頃の開催数よりも少なくなっているじゃないかということてですね。

この間、皆さんも非常にいろいろと要望活動を頑張っていた、尽力をいただいたと思きますし、施設の改修にも着手していただいたり、なるべく日ハムさん側に気持ちよく使っていただくという努力を積み重ねてきたというふうにも認識をしていておきるところです。また、観客数が必要なんだということて球団側から提示されたりということて対して、そうしたプロモーションの取組も、様々な手法を使って、工夫をされてやってきた経過があったというふうには私は受け止めておきます。しかし、やっぱりここはもう経営なんだなということてまざまざと見せつけられるような、この間の経過だったというふうには思きます。つまり、日ハム側にとって旭川開催がどのような意味を持つ

のかということのもとより、経営の結果としてどのような効果が出るのかということも、非常に見詰められてきた経過があったのかなということを感じているところです。

今後も、ぜひ、目指す取組を追求していただきたいというふうには思いますが、しかし、今後どうなるか分からないという中でリスクヘッジという意味で、選択肢を私は追求すべきだと思います。調査検討、これはやっぱり行っておくべきことを今回の案件というのは示唆するものであったのではないかと思います、この点についてのお考えを最後に伺いたいと思います。

○菅原観光スポーツ交流部長 現在のところ、将来の旭川開催の見通しは立っていないところではありますが、この段階において、他球団への誘致を行うということは、かえって日本ハム戦の開催を遠ざけることになることにもつながるため、やはり現時点においては、日ハムの試合を開催できるように要望してまいりたいというふうに考えております。

一方で、市民だけでなく、道北の皆さんにもなじみの深いスタルヒン球場でプロ野球が開催されないということにつきましては、大変残念なことというふうに考えております。委員の御指摘のとおり、他球団誘致に関して情報収集を行うなどの調査検討は可能であるというふうに考えておまして、他球団誘致に関わる全てを排除してまで日本ハム戦誘致を優先するというのではなくて、あらゆる機会を捉えて、市民にトップレベルのプロ野球を観覧いただくことができるように、検討を進めてまいりたいと考えております。

○上村委員 最後に一言申し上げ、私の質疑を終わりたいと思います。

今回、いろいろと考えさせられる方向性の修正、あるいは変更ということになったんだというふうに思いますが、ぜひ、この論点については、市長も交えて、今後の日ハムグループとの関係性をどうつくっていくべきなのかということと併せて、場合によっては見直しをする必要もあるということの見通しを持つ、戦略を考える、そういったことも含めた旭川市としての体制の整備、考え方の整理が必要ではないかというふうに感じるころでありました。ぜひ、そうしたことにも意を用いていただき、今後の業務に当たっていただければと思います。

以上です。

○まじま委員長 他に御発言ございますか。

○高見委員 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告掲出業務の実施ということで、前段、上村委員からもるる質疑があったわけでありますけれども、私も重ならない点でちょっと5、6点、質問したいと思います。

ワールド・ベースボール・クラシックで日本が3度目の優勝という、本当におめでたい結果で終わって、その後すぐ、セ・リーグ、パ・リーグの公式戦も開幕しておまして、北広島市に日ハムの本拠地として新球場が建って、非常に、テレビでも連日、施設内の設備、またグルメを含めても報道されているところでもあります。そんな中で、スタルヒン球場での広告掲載が一旦、打切りになるということで、非常に残念な、ショッキングな報告を受けて、ちょっと質疑しようと思ったんですけども。

それで、このスタルヒン球場の屋外広告掲出事業は、私が16年前に議員になって、その1～2年後にこのスタルヒン球場の広告掲出に関わる条例改正において広告募集をしたという、そういった記憶があるわけでありますけれども、上村委員からお話がありましたように、平成20年度から広告掲出するような形になり、広告掲出については、ファイターズスポーツ&エンターテイメント

社が一括して取りまとめて行ってきたということです。

そこで、再度ちょっと確認したいのですが、広告掲出のスタート年、平成20年から15年間、これまでファイターズスポーツ&エンターテイメント社が行ってきたというふうに理解しているのか、その点ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 広告物の掲出につきましては、平成20年度から令和4年度の15年間、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント社が一括で行ってきておりますが、広告物の掲出期間につきましては、基本的に1年間としておりますことから、年度ごとに都度意向を確認し、申請手続を更新しながら実施してまいったところでございます。

○高見委員 スタートから令和4年度までの15年間、一括してファイターズスポーツ&エンターテイメントが行って来て、基本的に1年契約で、都度、更新しながら行ってきたということでありませけれども、その間の広告収入額はほぼ同額と捉えてよいのか、増減があったりしたのか、その点ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 広告物掲出に関わる公園使用料の収入額につきましては、公式戦の試合数などにより増減がございました。

○高見委員 増減があるということなんですけれども、その増減はどういう違いがあるのか、近年の広告収入の推移も含めて、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 広告物掲出に関わる公園使用料につきましては、平成20年度当初は525万円として契約しておりましたが、広告数が少なくなったことから、平成23年度に球団側から減額の申入れがあり、315万円に減額しております。その後、平成25年度にナイター設備が設置され、全ての広告枠が埋まったことを受け、契約額について球団と協議した結果、平成26年度から367万5千円と約50万円の増額となりましたが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により公式戦の開催がなかったことから、86万4千円へと減額となりました。令和3年度につきましては、プロ野球の公式戦が2試合となったことから、378万円に増額いたしましたが、昨年につきましては、公式戦が1試合となったことから、220万円となっているところでございます。

○高見委員 平成20年度の当初は525万円と非常に大きな広告収入額があったわけでありませけれども、その後もナイター設備の設置を含めてあったんですけど、減額傾向で推移しているということでもあります。過去、日ハム戦は、たしか、多くて4試合ぐらいあったと思うんですけど、それから最近ではもう2試合、1試合と、非常に試合数が少なくなってきていた状況でありませ。そんな中で、上村委員からも質疑がありました、新球場、エスコンフィールド北海道、この完成によるところが、やはり旭川市での公式戦開催見送りという部分に大きく影響しているのかなというふうには自分自身も思っているわけでありませ。そんな中で、今年においては2軍の試合ということで、本当に、その辺については、私もちょっと残念だなというか、やはり1軍のスター選手の試合を見たいというのが旭川市民の本音でありませし、また、ほかのセ・パ両リーグの試合でも、本来開催できればいいと思うんですけども、答弁であったように、その辺は、日ハムに遠慮してというか、自分自身、あんまりその辺をついて、日ハムの試合はしませんよというふうにはつながらないような気がするんですね。そんな部分で、スタルヒン球場も芝生の手入れを含めて整備していくわけですから、そういったプロ野球の公式戦、それは日ハム戦をやってくれば一番いいんです

けども、その辺を含めて、ぜひ、粘り強く交渉していただきたいと、かように思うわけであります。

そこで、広告代理店等に入札参加を呼びかけていくということでありますけれども、今現在、その見込みがあるのか、また、現在ある広告を撤去しなければならない部分もあるかと思うんですけれども、継続していいよと言ってくれるところもあると思うんですが、そうした継続広告主がいるのかどうかも含めてお答えいただきたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 このたびの入札につきましては、1 枠当たりの広告物掲出料を入札するものとしており、これまで行ってきた広告枠全部に対しての一括の入札とは異なり、参加しやすい状況となっております。入札参加者につきましては、事前に市内の広告代理店を対象にした入札参加に係る調査を行い、参加意向を示す事業者が複数者であることを確認しており、また、ファイターズスポーツ&エンターテイメント社に対しても入札参加を呼びかけているところであります。入札は来週行う予定であります。スタルヒン球場の供用開始については、芝生の改修工事等により、今年はゴールデンウィーク明けの予定としておりますことから、それまでに、現在掲出いただいている広告主の皆様につきまして、業務を受託した事業者と連携し、できるだけ多くの広告主に継続的に掲出していただけるよう呼びかけるほか、制度が変わったことなども広くアピールしながら、新たな広告主の確保に努めてまいります。

○高見委員 今後、広くアピールして確保に努めたいということなんですけれども、新たな広告掲出料は1年間という契約で進めていくのか、そして、1 枠は最低価格10万円予定とのことであり、募集枠は36 枠ですから、すぐに全部埋まれば360万円ということになりますけれども、市のほうでは今年でどれだけ埋められると考えているのか、その点ちょっとお聞かせください。

○星土木部公園みどり課長 広告の掲出数につきましては、現時点では明確な回答はできませんが、現在、広告を掲出いただいている地元企業の方々には、掲出継続のお願いをするなど、できるだけ枠が埋まるよう努めてまいりたいと考えております。

○高見委員 最後の質問となりますけれども、やはり広告を出す企業側にしてみれば、ちゃんと1 軍のプロ野球選手の試合を楽しく見て、広告を見てもらって、宣伝、PRしたいというのが本来だと思うんですよね。そんな部分で、やはり、日ハムの試合なり、セ・パ通じた公式戦、またイベントがいいのかどうかというのはちょっといろいろ異論ある部分もあるかもしれませんが、広告主としては、そういった部分で多くの人に見ていただいてPRできるという、そういう期待感があると思うんです。市として、今後のスタルヒン球場広告掲出に対する展望をお聞かせいただいて、私の質疑を終わります。

○太田土木部長 今後の広告掲出に関する展望でございますけれども、やはり厳しい財政状況を踏まえますと、この広告物掲出による公園使用料収入というものは、非常に重要で貴重な財源であるというふうにも考えてございますし、やはり、今後も引き続き、より多くの広告主を確保していくといった必要もあるというふうに認識してございます。そのためには、やはり、日ハム戦、ナイターゲームの再開というのも当然でございますけれども、多くの方々にスタルヒン球場を利用させていただく、あるいは来場していただくなど、広告物掲出効果というものを高めていくような取組が必要であると考えてございますし、そのために、集客力の高い大会ですとかイベントなどの開催可能性についても、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、令和6年度以降のスタルヒン球場の公式戦の再開につきましては、先ほども観光スポーツ

交流部長の答弁にもございましたように、土木部といたしましても、関係各課と連携しながら、日本ハムファイターズに要望していくとともに、広告物の掲出につきましても、協議を継続してまいりたいと考えてございます。

○まじま委員長 他に御発言はございますか。

○福居委員 打合せなしで、2人の質疑を聞いてからという形で。

その前に委員長、今日、午後からやるということで、みんなが出られるということを確認してこの委員会を開いたんじゃないかなったんでしょうか。

○まじま委員長 ええ、そうです。

○福居委員 欠席の理由は我々、聞いていませんけど。

○まじま委員長 体調不良というふうに伺いました。

○福居委員 はい、分かりました。

上村委員と高見委員からの質疑がございました。広告掲載、僕はこれ、本会議場で一般質問でもしているんだよね。平成20年に500万円ちょっともらっていたのに、平成25年からナイターができて、それまで6割ぐらいしか埋まっていなかった広告物が全部埋まりました、三十何か所ね。それなのに、広告物掲出料が減らされているのはどうしてだっていう質問もしたんだけど、そのときは、日ハム側との協議だからっていうお話がありました。それは間違いないですね、首振るだけでいいです。本来であれば、平成20年のときは、広告が少なかったのに500万円もらっていて、25年からナイターを始めるっていう形になったときに満で埋まったのに、金額が下げられてしまった。それでも、ナイターによって試合数を増やすよっていうお話があったから、それ以上の強い要望は、土木部のほうはそのときしなかったんだと思っています。この経過を見れば、ナイター設備を造るから来てくださって言ったのは旭川市ではないですよ。当時の藤井球団代表は、旭川の屋外球場でナイターを造ってほしいと。それは、ボールは旭川市に投げたから、だから、ナイターを造ってくださってというのが本当の話だと思うんです。これは議事録に載っているから調べたら分かると思うんだけどね。それで試合数を増やします、屋外球場のナイターを旭川市の夏の風物詩にしましょうと。そういうことによって、JRに乗って観客も札幌からも来るし、北見方面からも来るから、だから旭川市さん、どうかナイターを造るのに協力してくださってというお話があったのが最初だと思うんですよ。これについて、間違いはないかどうか。

○太田土木部長 ナイター整備に至った経過でございますが、ちょっと私もうろ覚えというか、当時は担当してございましたが、一つはそういったお話があったというような記憶もございますが、市の中で最終的に判断するとき、その話があったから造ったという単純な話ではなかったと思うんですけども、たしか、当時の市長の公約に記されていたと思いますし、そういった話が全体にあった上での判断かどうか分かりませんが、そういった流れの中で、一定の市としての判断をしていったものだというふうには理解してございます。

○福居委員 あのね、市長の公約は、ベースキャンプ地にするという公約だったのね。それは難しいでしょうって、鎌ヶ谷にあるから。その中で、藤井球団代表が言ったってことを僕は一般質問でしている、何でそれを公開しないのっていう形の一般質問をしています。議事録を見れば載ってきます。ボールは投げられましたから、あとは旭川市の判断ですからねっていう形の中で、ベースキャンプは無理だから、ナイターをつけましょうっていう経緯ですよ。それが本当の経緯です。

間違いないです。自分が質問していますから、分かっています。

それで、そのときにはやっぱり、向こう側が言っていたのは、試合数を増やすっていう条件を言ってきたのね。つけてくれたら試合数増やしますよと。最初だけ、1年目だけ4試合やってくれただけで、あとはどんどん、どんどん減らされている。しかも、広告掲出料は、満で36か所埋まっているのにもかかわらず減らす。これは恐らく、1業者120万円のところもあるし、80万円とか、100万円のところもあるということを確認で聞いていますけどね。相当なお金がファイターズスポーツ&エンターテイメントに入っている。何か、旭川市を通して、土木部が代理店みたいなことをやっているかどうか分かんないんだけど、本来であれば2~3千万円入っているんだよ、これ、広告協賛で。そのうちの370万円ぐらいしかバックしてもらっていないっていうのが今までの形だと思う。何かなめられてないか、市の土木部も含めて、旭川市自体が。造ってくれて言ったから、それに応えるために10億円もかけて造って、試合数を増やしますよと。ずっとこれが懸案で、上村委員と一緒に試合数をもう少し増やすような形を取ったらどうだっていうのをずっと言ってきたわけだね。全然、増えるどころか、どんどん、どんどん減ってきて、今度はエスコンフィールドができたから、今年はありません、来年の予定も分かりませんと。物の成り立ち、ちゃんと歴史的なものから言えばね、あなたたちの交渉が下手だと思うよ。こうやって言われたから、旭川市は造ったんですよって、ちゃんと相手方に伝えないと。向こうも代替わりして、そんなことを分かっている人たちがいっぱいいるんだから。旭川市民はファイターズファンが多いけど、だまされるようなことをするんだったら、それは違うよって話はするべきだと思うしね、どういうことか分かんないけど。

最初、札幌ドームができたときに、大雪地ビールのところかな、土日になったら、あそこにバスが止まって、ツアーで旭川からずーっと並んで行ったのね。今はそういうことをするのかどうか分かんないけどね。本当の意味で日ハムを応援するんなら、そういったことを振興公社を通してでもいいから再開して、旭川にこんなにいっぱい日ハムのファンがいるんだっていうことを向こうに分からせるっていう方法もあるしさ、ただ指をくわえてお願いしますというんじゃないくて、今回のナイターということを含めて、成り立ちを含めて、それぐらいの意気込みでやらないと、今年が2軍戦でした、次はありませんでしたって、そんなふうになっちゃうよ。本当の意味でファイターズを応援しているのであれば、それぐらい、旭川から毎年何万人を連れていきますよっていうぐらいの意気込みで、だから旭川でやってくださいと。それぐらいの意気込みがないと、これはもう一回戻るっていうことは、俺は不可能かなと思うのね。

旭川に、生まれたときからジャイアンツファンっていうファンクラブがあるのを知っていますか。私は入会しているんです。ファイターズが来るまではジャイアンツっていうのが北海道の人気球団だった。私の年代ぐらいの人たちは、まだ根強くそういった感情を持っている方もいる。両てんびんという言葉はちょっと適当かどうか分かんないけどね。やっぱり、ファイターズに言いたいことを言う、そして、応援するっていう形だったらちゃんと応援する、何万人も今年連れていってその実績を作ってあげる、そして、だから来てくださいっていうような意気込みを示さないと、永遠にこれは駄目になっていくんじゃないかなと思うんだよね。その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○菅原観光スポーツ交流部長 日ハム戦の誘致についてでございます。

先ほどの高見委員からの御質疑にもありましたとおり、遠慮しているんじゃないかというふうなこともありましたけれども、決して交渉に当たりまして、下手に出ているということではありませんが、今、福居委員から御指摘のありましたとおり、過去の経過を踏まえた上で、さらに、旭川市民の中にこれだけファイターズファンがいるんだということを訴えかけるということも含めて、改めて、日ハム側との交渉の戦略立ての見直しといたしまししょうか、そういったことも含めて考えながら、何とか日ハム戦を再開していただけるように、強く要望してまいりたいというふうに思いますし、エスコンフィールドができたことによりまして、道内地方開催のあった帯広ですとか釧路ですとか、そういったところについても、今年度については2軍の試合の開催ということで聞いておりますけれども、こうした他都市との連携も含めて、道民は、エスコンフィールドもいいけども、やはり身近な球場で、間近にプロ野球を見るということの喜びというものを失ってしまっているわけですから、こういうことを踏まえて、委員の御指摘のとおり、粘り強く、強く、交渉してまいりたいというふうに考えております。

○福居委員 今年、エスコンフィールドは600億円と言ったかな、かかっている。だから、その元を取るために、大体どれぐらいの人が入るかっていうことで、そういう余裕がないからできませんって言うなら、それはそれで分かります。ただ、地方開催を今までしてもらったのは、帯広だとか、函館、釧路、旭川、この4つぐらいだと思うんだよね。だから、4か所とも地方開催がなくなるっていうんじゃないくて、4つの市が連携して、旭川だけ単独じゃなくて、帯広でも函館でも一緒にね、地方開催してくださいよと。道民球団を標榜している日本ハムファイターズなんだから、北海道日本ハムファイターズっていう名前がついているんだから、そういった交渉窓口を持たないと、本当に、申し訳ない、2軍でお茶を濁してくださいっていう方向性に持っていかれちゃう。ナイターの成り立ちも含めて、俺も交渉についてこいって言ったら行くから、5月からも議員だったらね。本当に、それぐらい、やはり交渉事というのは相手方との駆け引きだからね、言われたとおりに、はい、そうですかって言うんじゃないくて、それはちょっとおかしいでしょうと。

平成25年から、広告協賛だっって恐らく毎年2～3千万円入っていたことを考えたら、ファイターズには何億円というお金が行っているはずなんだから、広告協賛だけで。それがなくなる。それで、もういいですからそれを御破算にして旭川で独自にやってくださいよっていう形と、やっぱりちょっと違うんじゃないかな。それを本当に真に受けてやっちゃうとね、来なくなると思いますよ。

俺もちょっと、知り合いで広告を載せているちょっと大きなところに聞いても、いや、高校野球があるんであればしばらくは載せますよっていう企業もたくさんあるしね、地元の金融機関も、それほどすぐに小さいやつに変えるっていう考えはあんまり持っていないっていう話も聞いています。それもこれもみんな日ハム戦を期待しているからなんだよ。また再開されるだろうという期待感の下に、しばらくは大丈夫ですよって言っているから、どうか、交渉事を何とかできる方向でお願いしたいと思いますんで、意気込みをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○菅原観光スポーツ交流部長 日ハム戦の再開に向けまして、これまでの交渉が下手だったということについては認めざるを得ないというふうに思っておりますので、今後につきましても、旭川を含めて4市連携しながら、地方開催に向けて道民の熱い思いを日ハム側にぶつけるということは、来年を待たず、今年度のうちから進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、やっぱり、本市でプロ野球が開催されるということを待ち望んでいる

市民がいらっしゃるということについては、大変重く受け止めておりますので、関係部署一丸となって交渉に当たってまいりたいと考えております。

○福居委員 当初できたようなバスツアーみたいに組んで応援に行っただけ、横断幕を掲げればいいんだわ。旭川でナイターをよろしくお願ひしますみたいなやつをばーっと毎回、掲載したらさ、テレビって撮るから、それを。戦略的にそういうことも含めて考えて、旭川でナイター開催をよろしくお願ひします、道北の皆さんが待ち望んでますみたいなね、そういったような仕掛けをしないと、来なくなるよ。そういうことをやると、今は、SNSやなんかで非常に早く、スピード感がある形でみんなにそれが見られたり、そういう運動しているんだねって、旭川で開催するために旭川からみんなで行っているんだねっていうような意思表示をすべきだと思いますんで、どうか頑張っていたきたいと思ひますんで、よろしくお願ひします。

以上です。

○まじま委員長 他に御発言はござひますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、2の上下水道事業に関する事項についてを議題といたします。(1)下水道使用料の還付について、理事者から報告願ひします。

○沖本上下水道部長 下水道使用料の還付につきまして御報告いたします。お手元に配付いたしました資料を御覧ください。

まず、経過でござひます。令和4年10月27日に、施設を所有する法人から、飲料用の水道水と雑用水用の地下水を併用していたが、地下水が枯れたため、令和3年11月に雑用水についても水道水を使用する変更を行ったところ、変更前と比較して下水道使用料が増加したとの問合せがありました。同年11月9日に水道局において現地調査を行ったところ、この変更により、雑用水用の水道水が地下水メーターを通過していたことから、それが下水道使用料の一部として重複計上され、請求していたことが判明したものでござひます。

原因につきましては、図面を御覧ください。本来、水道水と地下水を併用する施設の場合、お手元の図面上段に表示してありますとおり、それぞれ独立した系統となっており、水道局では、①番の水道メーターを検針し、上下水道料金を、②番の地下水メーターを検針し、下水道料金を合わせて徴収することとしております。当該施設におきましてもそのように料金を徴収してはりましたが、地下水が枯れたことから、図面の下段にありますように、施設側が地下水を停止し、水道水へ変更したものの、その情報が水道局に届出されなかったことから、水道局ではこれまでと同様に、③番の水道メーター、④番の地下水メーターを検針して、水道水が通過した地下水メーターの分も合わせて料金を徴収したことが原因でござひます。

還付につきましては、令和3年11月8日から令和4年10月4日までの重複計上の期間とし、還付金額389万453円に還付加算金の2万2千600円を加え、令和5年3月22日に還付を行っております。

当該施設におきましては、既に料金が重複する状況は解消しておりますが、今後、水道局といたしましては、水道水と地下水を併用する施設に対しましては、水道水と地下水の使用状況を変更す

る場合には水道局に御連絡いただくか、廃止届を提出するよう、ホームページなどで周知に努めるほか、検針時におきましては、水量の変化等を注視し、異変等があった場合は使用者等へ確認や現地調査を実施するなどして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

下水道使用料の還付についての説明は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3の病院事業に関する事項についてを議題といたします。(1)市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、(2)市立旭川病院第4次中期経営計画に係るパブリックコメントの実施について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○木村市立旭川病院事務局長 最初に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。配付資料のほうを御覧いただきたいと存じます。

旭川市内におきましては、年明け以降、懸念された爆発的な感染には至らず、1月中旬以降は比較的落ち着いた状態が続いてきております。また、国におきましては、5月8日から、感染症法上の分類を5類へと変更し、医療機関等の対応も段階的に見直しとなる方針が示されたところでございます。こうした中、3月下旬には感染者数が前の週と比較して増加となるなど、今後の動向を注視しなければならない状況にもございます。この間、当院職員の感染も減少傾向にありますが、前回報告以降の職員の感染状況、直近における感染症病棟の稼働状況等につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、資料の1、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてでございます。前回の常任委員会での報告以降、3月末までで、看護師など職員6人の感染が確認されておりますが、1月1か月間の感染者数は14人であったところ、2月、3月については各月2人となっております、減少傾向にございます。その中には、一般病棟で新規入院を一時的に休止するケースもございましたが、現在は通常の診療体制に戻っております。3月13日からは、マスク着用が個人の判断に委ねられておりますけれども、医療施設での勤務となります当院職員におきましては、マスク着用を継続するなど、引き続き、感染対策を徹底しております。

次に、その下の2、感染症病棟の入院患者数についてでございます。当院では、昨年10月以降、北海道の医療提供体制のいずれのフェーズにおきましても26床体制を維持してまいりましたが、最近の感染状況や5月からの5類感染症への移行を踏まえ、4月1日から、一部閉鎖しておりました病棟を再開する一方、感染症病棟を9床に縮小したところでございます。資料2ページ目に移りますけれども、3月31日現在の延べ入院患者数については、疑い患者も含めて1万2千505人となっております、1日当たりの月平均患者数は、中ほどの表1のとおり、1月以降は大きく減少しております、1月は9.2人、2月は4.6人、3月は4.5人となっております。なお、資料には記載はありませんけれども、今朝の段階での入院患者数につきましては5人となっているところであります。

次に、その下の3、発熱外来(接触者外来)の受診患者数についてでございます。現在も保健所

依頼の陽性者や濃厚接触者に加え、当院かかりつけ患者の診察に当たっており、これまでの受診患者数は、3月31日現在で6千202人となっております。1日当たりの月平均受診患者数は、3ページになりますけれども、上段の表2のとおり、1月以降大幅に減少し、1月は3.4人、2月は1.9人、3月は1.0人と、入院患者数と同様に減少が続いております。

次に、3ページ下段の4、病院全体の患者数についてであります。まず、(1)入院患者数につきましては、1月中旬以降、感染症病棟の入院患者が大きく減少したことに加えまして、一部の病棟を引き続き閉鎖していたことや、稼働している一般病棟の入院患者の回復が緩やかであったことなどから、4ページになりますが、中ほどの表3にお示しておりますとおり、2月、3月につきましても全体としては引き続き低調に推移をしております。資料3ページに戻りますが、(2)の外来患者数につきましても、1月以降、コロナ新規感染者数は落ち着いてはいたものの、感染者数が爆発的に増加した第8波の余韻に加えまして、新たな変異株への警戒感と推察される受診控えなどによりまして、患者数の回復には至らず、4ページの右側の表4にお示しておりますとおり、2月、3月と、昨年度と同程度の低調な状況が続いております。

4ページの上段になりますけれども、今後につきましては、特に、5月以降、病床確保料の補助単価が半額となるなどの各種見直しが行われる一方で、さらなる感染再拡大の可能性も否定できず、その場合には、当院といたしましては、感染症病床の増床も含めまして、これまでと同様にコロナ診療を優先させる予定でございます。こうした中で、入院、外来のいずれにつきましても、今後の患者動向を予測するのは困難な状況ではありますが、アフターコロナ、あるいはウイズコロナへ向かっている状況におきましては、一般診療の患者数回復に向けて最大限努力していく考えでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に係る報告につきましては以上でございます。

続きまして、市立旭川病院第4次中期経営計画に関わりますパブリックコメントの実施につきまして、御報告を申し上げます。

市立旭川病院中期経営計画につきましては、平成18年度に第1次計画を策定して以来、これまで第3次計画まで策定してきているところでありますが、このたび、策定作業中でありました第4次の計画案が固まり、パブリックコメントを実施する運びとなりましたことから、その概要等につきまして御説明を申し上げます。資料につきましては、計画本体と概要版の2種類を配付しておりますが、本日は概要版により、要点のみの御説明をさせていただきたいと存じます。概要版のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、1ページの1、計画の策定趣旨になりますが、令和4年3月に国が定めた、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインにおいて、全ての自治体病院に公立病院経営強化プランの策定が求められており、当院におきましても、地域における果たすべき役割や、維持すべき機能などを改めて整理するとともに、経営強化を計画的に行い、早期の収支改善を図ることを目的に本計画を定めたものでございます。また、2の計画対象期間につきましては、令和5年度から9年度までの5年間となっております。

次に、3、市立旭川病院における役割・機能の最適化等の取組といたしまして、地域医療構想を踏まえ、あるいは地域包括ケアシステムの構築に向けて、当院の果たすべき役割、機能、地域の医療機関との機能分化、連携強化等についての考え方を記載しておりますが、方向性といたしまして

は、今後も急性期病院として、また、市内の基幹病院の一つとして、現在の当院の役割を果たしていくこととしております。

次に、1枚めくっていただきまして2ページ目になりますけれども、中ほどの4、医師・看護師等の確保と働き方改革といたしまして、看護学生の奨学金制度や研修医の臨床研修プログラムの充実など、人材の確保への対応や、医師の働き方改革への取組などを記載しております。

また、3ページ目の上段になりますが、6、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組では、これまでのコロナ対応の経験を踏まえまして、有事を見据えた平時からの人員配置や、感染症対応専門の看護師の育成など、新たな6つの方針に基づく取組について記載をしております。

最後に、下段の8番、経営指標に係る数値目標になりますが、本計画に定める役割や機能を実現するため、安定的な経営といった下支えが非常に重要でありますことから、医師の確保、新たな診療報酬の加算の取得など、様々な経営改善に取り組み、また、表にあります各種経営指標の目標値を定めることによりまして、計画期間内における経常収支の黒字化を目指すこととしております。

計画の概要は以上となりますけれども、報告がこのタイミングとなった理由になりますが、本計画の策定におきましては、北海道が開催する地域医療構想調整会議での協議を経ることというふうにされておまして、当該会議が先月、3月13日に開催され、その場で了承いただきましたことから、直近である本日の委員会での報告に至ったというところでございます。また、今後のスケジュールといたしましては、4月21日から5月22日までの間、本計画案に対するパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見等を踏まえ、内容を整理した上で6月頃の策定を予定しております。なお、本日の配付資料につきましては、本委員会終了後、全議員に配付をいたします。また、パブリックコメントの実施結果につきましては、改めてしかるべき時期に、所管の常任委員会のほうに報告をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆さんから御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後2時29分